

消防

救命講習会

早い通報と早い応急手当。助
けたい命のために救命講習会を
受けてみませんか。

会場	知立消防署	高浜消防署
講習会名	小児・乳児応急手当講習会	普通救命講習会 I
開催日時	6月16日(土) 午前9時～11時	6月17日(日) 午前9時～正午
定員	先着15人	先着20人
申込先 ・詳細	無料 6月5日(火) 午前9時から募集開始 ☎81-4144救急係へ	無料 6月5日(火) 午前9時から募集開始 ☎52-1190救急係へ
対象者	碧海5市在住、在勤の方 ※いずれの会場でも受講できます。	

6月3日～6日

危険物安全週間

「危険物 目指せ 無事故のMVP」

私たちの身の回りには、生活必需品として、ガソリン・灯油など数多くの危険物があります。これらの危険物は正しく保管し、安全に扱えば大変便利なものですが、その取り扱いを誤れば火災などの事故を引き起こす危険性があります。

この期間中に冬場に使用した暖房器具の燃料の残りや備蓄燃料の保管場所・容器の確認、また、取扱方法についても今一度確認して、事故のないようご注意ください。

◆保管量

消防法や火災予防条例では、危険物の保管量（指定数量）が定められており、個人住宅では指定数量の2分の1以上、その他では指定数量の5分の1以上の貯蔵・取扱をする場合には届出（指定数量以上は許可）が必要です。

◆保管上の注意

- ・ 保管場所は直射日光を避け、高温になる場所、火気を使う場所には置かない。
- ・ 必要以上の量を保有しない。
- ・ ガソリンなどの危険物は火気

の近くでは取り扱わない。
・ 地震で倒れたり、落下しないよう地震対策の処置をおこなうこと。

※ガソリンを運搬もしくは保管する容器は、金属製の認定を受けた専用容器が必要です。
問合せ先
衣浦東部広域連合消防局予防課危険物係
☎63-0137

危険物の類・品名	物質	指定数量
第4類 第1石油類	ガソリン	200L
第4類 第2石油類	灯油・軽油	1000L
第4類 第3石油類	重油	2000L

住宅用火災警報器 設置の義務

Qいつからつけるの

A 新築住宅は昨年6月1日から
で、既存の住宅は、平成20年

5月31日までに設置が必要で
す。

Qどこにつけるの

A 寝室、階段、台所です。

Qなぜつけるの

A 住宅用火災警報器は、住宅火災で逃げ遅れなどによる家族の尊い命を守るために設置します。

※住宅用火災警報器の悪質な訪問販売にご注意ください。

問合せ先

- ・ 衣浦東部広域連合消防局予防課予防係
☎63-0136
- ・ 高浜消防署予防係
☎52-1190



第2回甲種

防火管理講習会

とき 7月12日(木)・13日(金)
午前9時30分～午後4時30分
ところ 刈谷市産業振興センター

定員 132人(先着順)

受講料 4,000円(当日納付)

受付期間 6月11日(月)～15日(金)

午前8時30分～午後5時

※定員になりしだい締め切りまります。

※申込書は、申込場所が衣浦東部広域連合消防局ホームページからも入手できます。

※申込時に写真が必要です。(縦4cm×横3cm 3か月以内に撮影した証明写真1枚)

※電話・郵送などによる受付はしませんので直接消防署窓口へ申し込んでください。

問合せ先

- ・ 衣浦東部広域連合消防局予防課予防係
☎63-0136
- ・ 高浜消防署予防係
☎52-1190

